

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和7年3月5日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

☒申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☒単独申請 ☐共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒044-0011）北海道虻田郡倶知安町南1条東2丁目5-2

（ホッカイドウアブラタグンクッチャンチョウミナミ1イチジョウヒ
ガシ2ニチョウメ5-2）

名称（フリガナ）：ようてい農業協同組合（ヨウテイノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 八田 米造

（令和7年4月11日付で 代表理事組合長 金子 辰四郎へ変更）

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-youtei.or.jp>

（3）申請者の法形式：農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ようていゆり根（ヨウテイユリネ）、Youtei Yurine、Youtei Lily Bulb

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：北海道虻田郡ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町

5 農林水産物等の特性

大きなりん片、丸々とした形状、褐変が少なく白さが際立つ外観や、加熱した際の上品な甘みなどが需要者から高く評価され、関西の高級料亭からも古くから重宝されている。

かき揚げやコロッケなどの家庭料理に用いられるとともに、りん片の重なりが家族の和合や子孫繁栄を象徴する縁起物として正月や祝いの席で食されるなど、地域に深く根付いている。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

「白銀」及び「夕映」を使用する。なお、ようてい農業協同組合（以下「JA ようてい」という。）がこれらの品種と特性が同等であることを確認した場合に限り、新たな品種を追加することができる。

(2) 栽培方法

ア JA ようていが配付するウイルスフリーの種子球を使用する。

イ 毎年の植え替えを行う

ウ 全ての蕾を取り除く

エ 上記ア～ウのほか、JA ようていが定めた「ようていゆり根栽培マニュアル」に基づき栽培する。

(3) 出荷

サイズ、重量、芽の数、傷の程度等により JA ようていが定めた選別基準に基づき選果を行ったうえで出荷する。

(4) 最終製品としての形態

「ようていゆり根」の最終製品としての形態は、青果（ゆり根）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

生産地である羊蹄山麓には、冷涼な気候と適度な降水量に加え、水はけと保水性を兼ね備えた火山灰由来の土壌が広がっている。これらの条件は、高温や乾燥に弱く、排水性の良い土壌を好むゆり根の栽培に適している。

また、生産地の低温が球根の肥大に必要な休眠を促し、長期間にわたる低温が球根の肥大や休眠後の生育を左右する植物ホルモンのバランスを整えることで、休眠後の良好な生育につながっている。

加えて、ゆり根は日中の比較的冷涼な条件下で活発に光合成を行い、球根内に多量のでんぷんを蓄積する一方、夜間は気温が低下することで呼吸による養分消費が抑制されるため、効率的に球根が肥大する。このため、生産地にみられる昼夜の大きな寒暖差は、球根の肥大を促進する重要な要因となっている。

こうした栽培適地としての優位性から、かつて全国各地で生産されていたゆり根は、現在、そのほぼ全量が北海道で生産されるようになり、その中でも「ようていゆり根」は令和5年度における北海道産ゆり根の出荷量の約8割を占め、安定した品質と供給量を維持する一大産地となっている。

また、昭和中期に栽培を開始して以来しばらくの間は、ウイルスによる病気などにより品質や収量が安定しない状況が続いたが、昭和57年に真狩村農業協同組合（現在の JA ようてい）が茎頂培養施設を設立し、ウイルスフリー種子球を使用するようになったことで病気が抑制され、ゆり根一球の重量及び肥大率が増大し、品質及び収量の安定化につながった。同時に、種子増殖体系の確立を進めたことで、栽培技術が飛躍的に向上した。

栽培においては、北海道に自生していたコオニユリから選抜・交配を繰り返して作出した、りん片の肥大性に優れる「白銀」などの品種を用いるとともに、出荷までに約6年をかけてじっくりと育成する。栽培開始から数年間は虫害を防ぐため網室栽培を行い、病気等の発生を抑制するため毎年植え替えを行うほか、養分をゆり根へ集中させるために花蕾を全て摘み取ることを徹底している。

このように、ウイルスフリー種子球の使用、品種の選択、栽培管理の徹底等により、厚みのあるりん片が形成され、大型で丸みを帯びた良好な形状となるほか、病虫害被害による褐変が少なく、白さが際立つ外観の優れたゆり根の安定的な生産体制が確立されている。

出荷においては、毎年「目あわせ会」を開催し、品質の維持に努めているほか、選別基準に基づき生産者が選果した産品を集荷する際、JA ようていの担当者が抽出検査による確認を行っている。また、ゆり根を傷や乾燥から守るため、出荷箱には緩衝材となる「おが粉」を敷き詰めており、「おが粉」の色、製造方法、原料となる原木選び等にもこだわっている。

食文化の面では、生産地において、「ようていゆり根」を使ったかき揚げやコロッケのほか、素揚げで食されるなど、日常的な家庭料理の食材として親しまれているとともに、りん片が花びらのように幾重にも重なる姿が「年を重ねる」ことや「和合」を連想させ、「子孫繁栄」を象徴する縁起物として正月や祝いの席で食されるなど、地域に深く浸透している。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「ようていゆり根」の生産は、昭和36年に真狩村の斉藤行雄が食用ゆりの在来種（角田系）を繁殖し栽培したのが始まりとされている。昭和41年には、真狩村ゆり根生産組合が設立され、斉藤氏を含む8名の生産者によって組織的な生産体制が構築された。その後、生産者数は順調に増加し、昭和50年には54名に達するなど、地域の主要な作物として定着していった。

さらに、昭和57年に、ウイルスフリー種子球の供給が始まったことで、品質と収量の安定化が図られ、「ようていゆり根」の特性である優れた品質が確立されていった。

平成9年には、真狩村農業協同組合が羊蹄山麓の9町村に所在する8農協と合併し、「ようてい農業協同組合」が発足した。これを契機としてブランド名が「ようていゆり根」に統一され、生産地を代表する地域ブランドとしての認知度が一層高まった。

近年では、和食人気の高まりを背景として、香港、シンガポール及びアメリカへの輸出が増加傾向にある。また、ゆり根を原料としたまんじゅうやパイなどの菓子が地域の特産品として親しまれているほか、ゆり根コロッケやゆり根の天ぷらなども人気メニューとして飲食店で提供されている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

☐ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当する

商標権者の氏名又は名称：登録商標：

指定商品又は指定役務：商標登録の登録番号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

法第13条第2項該当の有無：

☐ 法第13条第2項第1号に該当する

【専用使用权】

☐ 専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

☐ 専用使用权は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第13条第2項第3号に該当する

【商標権】

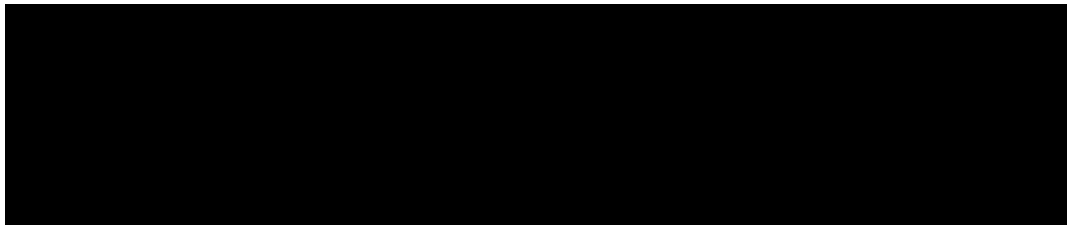
商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☒ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当しない

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☒ 1 明細書
- ☒ 2 生産行程管理業務規程
- ☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- ☒ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
- ☒ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
- ☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
- ☐ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- ☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書
- ☒ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- ☒ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名：令和5年度貸借対照表及び損益計算書
- ☒ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名：組織図
- ☒ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
書類名：
資料1：「ようていゆり根」生産地の範囲
資料2：「ようていゆり根」について（JA ようてい農産物カタログ）
資料3：「ようていゆり根」の評価（新聞記事等）

- 資料4：「ようていゆり根」の評価（需要者アンケート）
- 資料5：「ようていゆり根」の評価（消費者コメント）
- 資料6：JA ようてい広報誌「ゆり根のココがスゴイ！！」
- 資料7：北海道産のゆり根について, ホクレン農業協同組合連合会HP
- 資料8：ゆり根単価比較データ（ホクレン調べ）
- 資料9：栽培協定書
- 資料10：「ようていゆり根」生産行程、豆知識（JA リーフレット）
- 資料11：JA ようてい「しりべシアグリツーリズム」ゆり根資料
- 資料12：「ようていゆり根」栽培マニュアル
- 資料13：令和6年度食用ゆり根取扱要領（規格表、選別基準含む）
- 資料14：「ようていゆり根」取扱数量・販売圏の推移
- 資料15：2024年度真狩村・農耕期間の気象経過（半旬別）
- 資料16：土壌分類図（北海道地方）
- 資料17：生産組合37年のあゆみ
- 資料18：座談会「20年の歩みと将来について」
- 資料19：ゆり根を使った特産品、飲食店メニュー、加工品及び関連グッズ
- 資料20：北海道産ゆり根フェア（JA 全農記事）
- 資料21：「ようていゆり根」輸出実績
- 資料22：生産行程管理業務規程（参考様式）
- ☒10 申請農林水産物等の写真
- ☐11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- ☐12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文